

ばば こうへい（日本共産党・京都市伏見区）2015年6月29日

【ばば】日本共産党の馬場こうへいです。通告に基づき知事並びに関係理事者に質問します。

質問に入るに先立ち、議長のお許しを得て一言申し上げます。先のいっせい地方選挙で、伏見区民の皆さんの大きなご支持ご支援いただき、戦争する国づくりに象徴される安倍首相の暴走政治に、この京都からストップをかけてほしいとの願いを受けて、2期目のスタートを切らせていただきました。伏見区で我が党は、市会で3名、そして府会では私と、上原ゆみ子議員と、5名全員を当選させていただきました。引き続き、みなさんの信託に応えるべく全力で頑張らせていただくことをお誓い申し上げます。

それでは質問に入ります。

賃金規定を含む公契約条例の制定等について

【ばば】まず、京都の中小土木建設業の健全な育成、技術継承のために求められる、賃金の底上げ、仕事起こしなど、本府の支援策について伺います。

建設業界を中心とした関係団体の声や運動に押され、本府で公契約大綱が実施され3年がたちました。同時に、この間「技能労働者の賃金水準の上昇という好循環につながることを期待する」として、国においては設計労務単価が30%近く引き上げられるなど、企業の健全育成や業界の大きな問題となっている若手労働者の確保に向けた取り組みが進められています。

しかし、これらの取り組みが、最大の課題である、賃金に適正に反映されているのか、賃金が引き上がっているのかこそ問われています。

私は、府内の地場の企業や、現場で働く労働者の方たちにお話を伺いました。現場労働者の中では、確かに「単価が上がった」という声もあります。しかし、全京都建築労働組合が毎年取り組んでいる組合員の賃金アンケートの結果を見ても、設計労務単価の上げ幅と比例して上がっているとはとても言えない状況です。

賃金アンケートでは、経験年数5年以上、65歳以下という、現場の中心で働く職人層で、2013年に16,298円だったものが、2014年の結果では15,317円と、逆に現場の賃金が981円下がるという状況になっています。そもそも、2013年度の設計労務単価の全業種平均は19,229円で約3,000円も低いのに、2014年は20,445円となり、京都の現場の職人さんの中では、その差がいつそう広がっているのです。これでは、企業の確保育成はもちろん、若者がどんどん入ってくるような状況になるわけがありません。そのうえ、この夏から耐震補強工事で公共事業の現場に入るというある労働者は「会社からは日当がさらに3,000円くらい下がる」こんなふうに言われていると厳しい状況を話してくださいました。

このように、設計労務単価の引き上げ自身が労働者の賃金に直結する状況になっていません。知事はこの状況をどう認識しておられますか。また、現状をしっかりと把握する必要があると考えますがいかがですか。

これまで知事は、入札制度の改革や、公契約条例を求める我が党の質問に対して「公契約大綱でやるべきことはやっている」との答弁を繰り返してきました。しかし、現場を支える労働者の賃金は、公契約大綱で「最新のものを採用」としてきた設計労務単価とのかい離は無くならないどころ

か、さらに広がっていると言わなければなりません。それは、労働者だけではありません。伝統瓦技術保持者でもある、京都市内の瓦葺業者のある社長さんは「技術継承のことを考えたら、若手の職人に日当で2万円くらいは払ってやりたい。でも現実には、どんなに頑張っても1万5千円がいいところ」と話してくださいました。地場の企業の中では、「設計労務単価調査の際に実際に払っている額よりも多く書いている。そうしないと利益の確保ができない。」こんな話まであるのです。これらの実態は、「最新の設計労務単価を採用する」というだけでは、企業の適正な利益と、労働者の適正な賃金は保証できないことを如実に示しています。

労働者の「生活できる賃金の保障が無ければ、続けていくことができない」。企業の、「労務単価が上がらないと若者も入ってこないし、企業としての利益も確保できない」。この声の解決がどうしても必要です。設計労務単価の引き上げが、建築資材やガソリンの値上がりなどもあり適正に賃金等に反映されない状況から、適正な利益を企業に保証するとともに、労働者に適正な賃金を保障することが、今行政が取り組むべき課題ではないでしょうか。そのためには、発注者として適正な賃金が労働者に支払われることをしっかりと求めるとともに、それを保障するためにも賃金規定を盛り込んだ公契約条例の制定が必要と考えますがいかがですか。

これまで、賃金規定を含む公契約条例を求める我が党の質問に対し、知事は「公共だけが高い単価となるのはいかがか」と繰り返し同じことをおっしゃってきました。しかし、公契約条例を実施している自治体を見ればどうでしょうか。全国で最初に条例制定をした野田市では、度重なる条例改正が行われ、対象となる労働者の範囲、対象となる事業の規模などが、どんどん拡充されています。その結果、清掃の委託業務では時給が約100円上がるなどの効果も表れています。このことは、現場の実態が厳しい時だからこそ、せめて公共事業が適正な賃金の支払いをしていくことの重要性を示しているのではないのでしょうか。本来であれば、国が全体の底上げも含めて、しっかりとその対策を進めなければいけない問題です。同時に、今こそ府が率先して適正な賃金の実現に取り組むことが、全体の底上げを図っていくという役割があると考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

中小企業の仕事おこし、地元企業育成・後継者育成へ

事業者登録制度や住宅リフォーム助成制度の創設を

【ばば】一方、企業の健全な育成と技術の継承を進めていくためには、公契約条例の実施で企業の適正な利益の保障、労働者の適正な賃金の保障を進めていくことと同時に、適正な仕事量の確保も不可欠です。

特に、地元企業の大部分を占める中小の企業にとっては、年間を通じて一定の仕事量が継続的にあることが必要というのが強い要望です。なぜなら、企業にとって抱えている職人の仕事をどう確保し続けられるかは、とても重要な問題だからです。それこそ、日ごと週ごとに現場をつないで仕事を回す。今日はこの現場、明日は、来週は別の現場へ。元請となるような企業はもちろんですが、こうした中小の企業が地域の事業を支えています。こうした企業への仕事おこしをどう進めていくのか。私は、それこそ本府が取り組んでいる府民公募型公共事業のような、規模は小さくなくても身近な地域の切実なたくさんの方々の事業こそ重要だと考えます。ところが、府の土木事務所職員の削減や、災害復旧の事業に加え、府民公募型公共事業が事業量として重くのしかかり、まとめ発注によ

る入札が常態化しています。こうした事業を分割して発注することが、事業量の確保にもつながります。さらに、入札業者だけでなく、地域企業の事業者登録制度を作って発注することで、地域の仕事を増やすことも十分に可能ではないでしょうか。

同時に、公共事業ばかりでなく民間の仕事起こしでも、まだまだ本府の取り組みで仕事起こしを進めることは十分に可能です。

本府の状況はどうかと言えば、ピーク時との比較で、許可業者が約 30%減、入札業者が 35%減と軒並み大きく減少をしています。また、先日発表された最新の「市町村民経済計算」を見ると、総生産額が 2001 年との比較で、丹後地域や相楽地域では 50%、中丹や南丹、京都市内でも軒並み 70%台にまで減少をしており、その厳しさが他の産業と比較しても深刻なことが見て取れます。このため、私はこれまでから住宅リフォーム助成制度の実施を何度も求めてきました。ところが知事は、政策目的が必要として、耐震化などでは一定制度を実施してこられたものの、経済波及効果の高い住宅リフォーム助成には背を向け続けてこられました。私は、今回改めて現場のお声をお聞きして、経済政策としてはもちろん、業界の健全育成・技術継承という新たな政策目的として、制度実施の重要性が大きくなっていると考えますが、実施・検討について改めて知事のご所見をお聞かせください。

【知事】 労働者賃金についてですが、設計労務単価についてであります。これは毎年 10 月に国や都道府県等の発注者が全国いっせいに下請けを含め労働者を対象に賃金台帳などの照合する綿密な調査を実施して設定しており、調査の結果、実際賃金が上昇していたからこそ本年の 2 月に前倒しをして平均約 3.6%の引き上げとなったものです。設計労務単価が上がるから労働者の賃金上がるのではなくて、賃金単価が上がったので設計労務単価を引き上げているということでもあります。

京都府としましては、今年度も 10 月に実施する調査の中で、現場労働者の賃金をしっかりと調査把握し、現場の実態をふまえて適切に対応してまいりたいと思います。

賃金の問題については、これは公契約のみならず私契約も含めた統一的な見地から、ナショナルミニマムとして対応するのが基本であり、こうした考えのもとでは公共事業の労働者の賃金については、私どもは現場感覚で適切な対応を行っているところであります。

公契約条例の制定につきましては、最低賃金の確保やその引き上げは、全国の全産業を対象とした最低賃金法の役割がありまして、個々の地方公共団体の条例で対応するものではないと思います。したがって各府県の条例の、例えば奈良県のように最低賃金法の重視など、当然守られていなければならないものを出る域ではございません。そもそも同じ建設業の中で、公共工事の場合の特例賃金のみを定めればこれは今、人手不足の中で、正に官優先の世界ができ、これは民間工事に対しても大変足かせとなるなど弊害も考える必要があると思っております。その中で全体の底上げをどうやって行くのかということが行政の立場であります。その他のご質問については関係理事者から答弁させていただきます。

【建設交通部長】 中小企業に対する仕事の確保について、地域の身近な仕事を担う中小企業は、地域の安全安心や雇用を支える上で重要な存在と考えておりまして、府民公募型整備事業など府民の身近な安全安心につながる小規模な改修工事などを行う予算を確保するとともに、公共施設の小規

模な補修などについてもインフラ長寿命化計画に基づき、中長期的な見通しを示していく必要があると考えているところです。これらの工事の発注においては、公契約大綱に基づき府内企業に発注するとの方針のもとで、中小企業に対する仕事の確保に取り組んでいるところです。

小規模工事の事業者登録制度についてですが、京都府が発注する工事は、工事中の安全や品質確保など、安心安全を確保する観点から、大規模業者から小規模業者まで全て建設業法に基づく建設業の許可及び経営事項審査を受けた企業であれば競争入札参加資格者としているところです。

また、土木一式工事などにおきましては、建設工事の種類や規模に応じまして発注対象となる企業、グループ分けをしております。小規模な工事は小規模な事業者が発注する、地元の小規模な事業者が発注するという制度としているところです。今後とも、公契約大綱に基づきまして、中小規模の工事は府内企業へ発注するという原則として、現行の入札契約制度の枠組みの中で、健全な地元企業の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、民間住宅の仕事の掘り起こしなどによる仕事量の確保の取り組みについてですが、住宅助成に関しては、京都府としては単なるリフォームということではなく、東日本大震災の教訓をふまえた耐震性の向上や高齢者の生活機能の維持・向上および転倒事故防止による介護予防、地球温暖化防止のための府内産木材利用促進といった広域行政としての実施すべきものを政策目的を明確にして住宅リフォームにも取り組んでいるところをごさいます。地域の活性化にも寄与しているところと考えているところです。

【ばば・再質問】知事からは賃金が上がっているからこそ設計労務単価が上がっているんだとおっしゃいましたけれども、先ほど示しましたように、その流れがうまくいっていない。設計労務単価は上がっているけれども現場でお話を聞くと実質の賃金が上がっていないという声があがっている。現状と、設計労務単価が上がっているけれども、それに見合っただけで上がっているかと言われればとても相は言えないという状況が広がっているわけですから、私は、この設計労務単価を知事のように数字だけを見て物事を判断しようとすれば判断を誤ってしまう。現場の声をしっかりと聞かないといけない。だからこそ、一つ一つの現場がどうなっているのか、人的な保証をしてでも現場の状況をしっかりとつかむ努力をすることが必要ではないかと指摘させて頂いております。もう一度、この点についてはお答えください。

同時に、公契約条例については、正しくこれまでから答えてこられた内容と全く変わらないと言わなければいけないと感じました。

発注の際には「適正な市場価格」として設計労務単価を使う。しかし、賃金の保障の話になれば、最低賃金の話が出てくる。これでは、現場の労働者は仕事を続けることができないという声があがっているわけですから、少なくとも、「適正な」賃金を労働者に保障することは、本府が発注者として責任を持たなければいけない。野田市が公契約条例の実施に踏み切ったのは、「国が何もしないけれども、放置することは許されない」という立場からと言われております。

本府としても、そうした立場に立って公契約条例の制定に向けて前向きに検討すべきと考えますが、改めて答弁を求めたいと思います。

建設交通部長からは、現状の制度の中で地域の企業の育成を行っていく、このようにおっしゃいました。しかし、現状の中で極めて厳しい状況が起こっている。このことを先ほど私は説明させて頂きました。そうした中で新たな政策目的、技術継承を含めた新たな目的が私は生まれていると指

摘させていただきました。この政策目的について一体どのように考えているのか、その点について答弁をいただきたいと思います。

【知事】先ほどお答えしましたように、私どもは毎年10月に賃金台帳も照合するなど綿密な調査を行い、その結果、この労務賃金が上がっていることをふまえて設計労務単価をそれに合わせて上げているわけでありますから、今のご質問は全く的外れなお答えとしか言いようがないと思います。

それから、公共の賃金の保障の問題は、これは賃金法を中心に全ての労働者が等しく受けられる形で上がらなければ、そもそも官優先になってしまう。官優先の中での仕組みというのがまたあるのかも知れませんが、私どもの社会は、民間と官と平等の関係で行うというのが、我々の世界の仕組みであります。

【建設交通部長】技術継承とか後継者育成ということでリフォーム助成できないかというご提案を今頂いたというふうに考えております。この技術継承だとか後継者育成という観点で、どういった制度になるか、キーワードだけでございますので、きちっと私の方は理解することができませんが、一応、ご提案もいただいておりますので、意見として伺いたいというふうに考えているところです。

【ばば・指摘要望】綿密な調査をしたうえで設計労務単価を実情に合わせて上げているんだという中で今の問題が起こっているということを改めて認識してもらわなければいけない。だからこそ私は、先ほど言ったように、設計労務単価の数字にばかり目を奪われて、進めて行くことが現状を生み出している。そこで苦勞をしている地元の企業であったり、労働者みなさんの現状に、私は今の答弁では背を向けていると言わなければいけないというように感じました。

現場をまわれば、知事がおっしゃった事とは全く違う現実が広がっているし、これを放置することで、今、京都府の中でも技術者の確保が難しくなっている。その中で民間企業との奪い合いが始まっている。こんな状況を私は府がしているから、こうした中で近い将来に、地域の安心安全に大きな影を落とすことになるというように思います。現場の声は、まさに危機的な状況を示しています。そのことをしっかりと認識をしていただきたいと思います。

その状況を打破するためにこそ、公契約条例の制定、仕事量の確保に向けて住宅リフォームの助成制度等、しっかりと力を尽くしていただきたい。このことを求めていきたいと思います。

府営住宅エレベーター設置基準・計画を抜本的に見直し

求められる全ての府営住宅への設置を急げ

【ばば】次の質問へ移ります。

次に高齢化の進む地元伏見の府営住宅で寄せられる切実な声について伺いをいたします。

本府の府営住宅ストック総合活用計画でも、平成17年時点で高齢者のみの世帯が75%にもなり、その中でも70歳以上の単身高齢者の割合が46%にも上っている。その割合は顕著に増えていることが示されています。この状況を見ても府営住宅のバリアフリーの必要性はどんどんと高まっている。低層階への住み替えなど現在の取り組みだけでは、今後一層対応が困難になることは明らかです。

私がお話を伺った府営住宅の中で最も多く寄せられるのは、エレベーターの設置を望む声です。

しかし、本府では府営住宅ストック総合活用計画において、「5階建て 40戸以上片廊下式」の 98棟に設置をしていくとしています。最新の状況をお聞きをしますと、その内 67棟に設置をされ、3棟については調整中。それ以外の 28棟については、「様々な理由」でつけられないとのことでした。しかも、エレベーター設置が特に望まれる 5階建ての府営住宅だけでも 200棟以上あります。設置件数はここ数年、年間に 4棟程度と対策は遅々として進んでおらず、このペースで行けば、全ての棟に設置するまでには、30年以上かかる計算になります。高齢化の進捗に対し、全く間尺に合い、こう言わなければいけません。抜本的に対策を急がなければますます進む高齢化の中で、高齢者の日常生活を保障することができなくなります。このため、基準の見直しを含め、抜本的な対策を進めるため前倒しした計画を立てる必要があると考えますが、いかがですか。

私の地元伏見区にある小栗栖西団地では、建築基準法の日影規制にかかる為、今の府の基準ではつけられないとされている棟が、全 41棟のうち 2棟あります。先日その 2棟でお話を伺ってきました。「5階まで上るのに 20分かかかる。1階毎に休憩しないとあがれない」「病気の夫は家から出ることもできない」と、切実な声をお聞きしました。

「設置する場所を工夫すれば設置できるのではないか」「4階までの設置が検討できないか」などこの方々は、毎年自治会のアンケートなどを通して「何とかしてほしい」と本府に対して要望を上げ続けてきました。現在の府の規準に当てはまるかどうかの判断だけではなく、一步踏み込んだ検討をすべきと考えますが、知事のご所見を聞かせ下さい。

府営住宅の浴槽は、高齢化に対応しバリアフリー改善を

【ばば】 高齢化の中で、もう一つ大きな要望になっているのが、浴槽を深いものから浅いものへと変えてほしいというものです。現在そうした要望に対して、すのこの設置ということで高さを軽減する対処がされています。しかし、すのこを設置しても浴槽から出るときには、結局高さが変わらず出ることができない、利用することができない、高齢者の方たちの声です。しかも、すのこだけでは高さがたりず、自分でさらに台などを設置して利用されている方もいらっしゃいます。ただでさえ足腰に不安を抱えながらそうしたことをすれば、どれだけ危険かは誰が考えても明らかです。危ないと思いながらも、そうしなければ入れないと苦肉の思いでいる住民の声を聞いていただきたい。悲しい事故が起きてからでは遅いのです。住み慣れた団地でこれからも安心して暮らしていきたいという願いに答えて、早急に計画を持って対策を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

【建設交通部長】 エレベーターの設置要望のある 5階建ての府営住宅で、片廊下型の住棟につきましては、220棟ございまして、内すでに設置済みのものが 97、未設置が 123棟あるという現状は、ご指摘の通りでございます。エレベーターの設置は、工事中も含めまして、そこに住んでおられる方々の理解を得る必要があるということだけではなくて、国の補助を受けて実施しており、国の財政状況が厳しい中で、国の住宅予算が近年増えておらず、少しでも早く整備できるように、住民との調整を鋭意進めるということと、国に対して予算化等を働きかけて参りたいと考えているところでございます。

こうした中で、加齢などにより階段の昇降が困難となった方のために、府営住宅では、低層階などの空き住戸へ住み替える制度を設けており、団地によっては希望される方が、空き住戸より多い状況ではございますけれども、できる限りの対応をして参りたいと考えているところでございます。

小栗栖西団地は、昭和 45年から 47年にかけて建設した 41棟、1630戸、5階建ての団地でご

ございますけれども、建設当初にはエレベーターが未設置であったということで、40戸以上ある20棟を優先的に入居者との調整を図りつつ順次エレベーターの設置を進めているところでございます。

また、建築基準法の日影規制等により設置困難な住棟についてのご提案でございますけれども、設置場所を例えばバルコニー側にする場合、日照やプライバシー確保の問題や設置費用が高くなるといった問題、また4階までの昇降としたエレベーターを付けた場合、5階の方への対応をどうするかというような問題など、課題が考えられることから、入居者の要望や意見をよく聞きながら、対応を検討していきたいと考えているところでございます。

なお、小栗栖西団地では、先程申し上げました住み替え制度を活用いたしまして、高層階から低層階へ、過去3年間で10件、住み替えに対応してきたところでございます。

浴槽の改善についてでございますけれども、用途廃止予定を除いて、浴室がない住戸が約5000戸ありましたが、まず優先的にこれらへの浴室の設置を進めているところでございます。これまでに約4200戸設置いたしまして、現在未設置約800戸残っているところでございます。毎年約100戸程度設置を進めており、まずはお風呂のないところについて対応しているということについてご理解を求めたいと思います。

なお、高さのためにお風呂に入れないというような方がおられる場合には、各市町村の介護保険などの制度を活用いたしまして、浴槽高さの解消のための入浴補助用具などの購入や手すりの設置をしていただいているところでございます。また、介護保険制度などを受けられない方で、お風呂に入れないというご相談があれば、その方のお話を十分聞きしながら、各市町村福祉部局との連携を図るとともに、高齢者等の日常生活をより容易にする目的として、身体障がい者・高齢者向け府営住宅改善事業という府の制度がありますので、その制度の活用を含めまして、何ができるのかを検討していきたいと考えているところでございます。

【ばば・再質問】 ご答弁をいただきました。エレベーターの設置については、課題を考えながら進めていくというお話がありましたし、住み替えについては、10件程度この間進めてきたというお話がありました。しかしですね、現状で言いますと、高齢者の中では、その引っ越しの費用が出せないという声であったりとか、これも私は当然だと思いますけれども、「新しい環境にこの年で移るのは不安だ」という声が当然出てきます。これだけ高齢化が進んで、現在の計画が合わなくなっていると言わなければいけない状況の中で、こうしたことでは、私は不十分だと言わなければいけないというふうに思いますし、今、ストック総合活用計画、次の案には、恐らく検討進めていただいているというふうに思いますけれども、現在のこの計画の総括をしっかりと行っていただくと同時にですね、200棟全て対象となるように、階段室への設置も含めた現状に見合った計画となるように取り組んでいただきたい。この点は、もう一度答弁をお願いしたいと思います。計画の取り組みについて改めて答弁をお願いしたいと思います。

エレベーターの設置、先程階段室への設置というふうに言いましたけれども、同じ伏見区内でも、URの団地であったりとか、市営の深草第三住宅では、階段室式でも設置が今進められています。私はぜひこうした例にも学んで、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

高齢化が急速に進んでいます。こうした中で、これまで以上に抜本的な対策をしなければ、先程言ったように高齢者の皆さんは住み続けることができない、こういうふうになってしまいます。お

風呂のないところを優先的に 5000 戸の内、4200 戸には既に付けているとおっしゃいましたけれども、一方で先程紹介をしたように、高くて入れないという方に対しては、すのこの設置などで全く不十分だと言わなければいけません。今先程言ったように、入りたいけど入れない、危険冒しながらでも入らなければいけないという人たちのこの現状に、私はしっかりと向き合っていたきたい。エレベーターの設置についてもそうです。家から出られない、この人たちの声に、私は真剣に向き合うことが必要だというふうに思います。そうした皆さんの声にしっかりと応えながら、全国では様々な取り組みが始まっております。先程紹介したエレベーターの問題、お風呂の問題、どこでも起こっている問題で、そこでは新たな取り組みが進められている、そうした取り組みにもしっかりと学びながら、安心して住み続けることができる府営住宅の整備に改めて力を尽くしていただく、このことを強く求めて質問を終わりたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

【建設交通部長】 お風呂につきましては、まずは無いところについて、考えさせていただいているということについて、ご理解いただきたいというふうに考えております。

また、お風呂、エレベーター共にでございますけれども、住民の方々でご不便・ご不自由があるということであれば、きっちりとお話を聞いた上で、市町村の福祉部局との連携もより一層深めながら、対応を検討していきたいというふうに考えているところでございます。